

施行時特例市における訪問リハビリの特定事業所集中減算の問題

石森卓矢¹⁾、小幡香織²⁾、五十嵐美幸³⁾、風晴俊之⁴⁾、美原盤⁵⁾

- 1) 脳血管研究所美原記念病院訪問看護ステーショングラーチアリハビリテーション部門
- 2) 脳血管研究所居宅介護支援事業所みはら
- 3) 脳血管研究所ケアプランセンターみはら
- 4) 脳血管研究所美原記念病院リハビリテーション科
- 5) 脳血管研究所美原記念病院神経内科

【はじめに】在宅療養が推進されている現在、地域の訪問リハビリへのニーズは極めて大きい。今回、当地域における訪問リハビリが担う役割を明らかにし、施行時特例市である当地域の特定事業所集中減算（集中減算）のあり方に関する問題を提起したい。

【方法】平成28年8月時点、当地域の訪問リハビリの資源について、事業所数、スタッフ数、利用者数を調査し、さらに当市における介護保険サービス受給者数から訪問リハビリ利用率を算出した。次に、当事業所における依頼元について調査した。

【結果】当地域における訪問リハビリを提供する事業所数は、訪問看護が6箇所、病院・老健が4箇所、スタッフ数は計31名であった。利用者数は329名で、サービス受給者は5637名であり、訪問リハビリ利用率は6%であった。当事業所のスタッフ数は11名で、利用者数は175名、53%を当事業所がフォローしていた。依頼元は75事業所あり、関連居宅介護支援事業所から35名（20%）で、外部の居宅介護支援事業所からは140名（80%）依頼されていた。なお、関連居宅介護支援事業所は集中減算を受けている。

【考察】当市の訪問リハビリ利用率は6%と多くなく、当事業所は地域内の訪問リハビリの半数以上のシェア率を有しており、多くの事業所から依頼を受けている。先行研究において、訪問リハビリは、ADL、IADL、生活範囲の向上に寄与し、在宅での自立支援を推進することができる」と報告した。当事業所の関連居宅介護支援事業所は、必要な利用者に適切なサービスを提供すべく、集中減算を受けてでも、訪問リハビリを利用しているが、外部の居宅介護支援事業所からは、訪問リハビリの依頼を阻む可能性も考えられ、訪問リハビリの利用が制限されかねない。このことは、在宅生活者の自立支援を阻害し、介護度増加にも繋がる可能性がある。よって、訪問リハビリに関して集中減算は除外されるべきである。